

# 令和7年度 浪江町町政懇談会 質疑内容

令和7年10月18日から11月15日まで県内外7か所で町政懇談会を開催し、69名の住民の皆さまにご出席いただきました。

参加した皆さまからの質問やアンケートにていただいたご意見への回答をまとめました。



# 内容

令和7年度 浪江町町政懇談会 参加人数.....	1
質疑内容.....	2
(1)道路・除草・美化.....	2
(2)帰還困難区域.....	4
(3)除染.....	8
(4)農林水産業.....	10
(5)避難生活支援.....	12
(6)生活環境.....	14
(7)帰還促進.....	15
(8)歴史・伝統・文化等.....	17
(9)教育・子育て.....	18
(10)福島国際研究教育機構(F-REI).....	18
(11)医療・介護.....	19
(12)各種減免制度.....	20
(13)クマ対策.....	20
(14)商工業.....	21
(15)再生可能エネルギー.....	22
(16)駅周辺整備事業.....	22
(17)町民の声.....	23
アンケート意見と回答.....	27
(1)道路・除草・美化.....	27

(2) 帰還困難区域.....	27
(3) 除染.....	28
(4) 農林水産業.....	28
(5) 避難生活支援.....	29
(6) 生活環境.....	30
(7) 帰還促進.....	32
(8) 歴史・伝統・文化等.....	32
(9) 教育・子育て.....	33
(10) 福島国際研究教育機構(F-REI).....	34
(11) 医療・介護.....	35
(12) クマ対策.....	35
(13) 商工業.....	36
(14) 再生可能エネルギー.....	36
(15) 駅周辺整備事業.....	37
(16) 町民の声.....	37
(17) その他.....	40

## 令和7年度 浪江町町政懇談会 参加人数

日時		会場	場所	参加人数
10月18日 (土)	10時～12時	浪江	浪江町防災交流センター 集会所	19
	14時30分～ 16時30分	いわき	いわき市文化センター 1階講義室	8
11月1日 (土)	13時～15時	東京	TKP 東京駅カンファレンスセンター ホール 12A	9
11月18日 (土)	10時～12時	二本松	二本松御苑 華燭の間	8
	14時30分～ 16時30分	郡山	郡山市労働福祉会館 2階中ホール	5
11月15日 (土)	10時～12時	仙台	TKP ガーデンシティ仙台 30階 ホール 30A	10
	14時30分～ 16時30分	福島	コラッセふくしま 4階多目的ホール AB	10

## 質疑内容

### (1) 道路・除草・美化

Q1-1 小丸北沢線を通行した際、倒木が多く危険だと思った。支障木は原則として倒れてからでないと対処できないとのことだが、道路上に倒れるのが間違いない木については前もって伐採してもらいたい。

A1-1 小丸北沢線の管理方法や対応について意見を踏まえて対応を検討します。同じく支障木が問題になっている国道 114 号については、県が現在所有者の許可を得たうえで支障木の撤去を進めています。その他の町内道路についても安全に利用できるよう適宜対処していきます。

Q1-2 国道 114 号の改良について、浪江高校のところから現在改良工事が進められている柵平工区、小塚までの区間の改良の計画が示されていない。114 号は福島市から浪江町まで直通する国道で県庁と浜通りを結ぶ唯一の幹線道路であり避難道路でもあったが、改良が進んでいないために、3.11 の避難の際には大混雑が起きた。改良計画について町の考えはどうか、相双建設事務所や県土木部との話し合いは現在どんな形で行われているのか。

A1-2 114 号の改良については機会を捉えて国、県に要望を行っています。来年度から始まる第 3 期復興・創生期間の中で改良の見通しが立つよう、引き続き要望していきます。

Q1-3 除草剤の配布数はどれくらいなのか。また、除草しなくてもいいようなよい管理方法はないか。

A1-3 今年度現時点で約 1,600 個程度です。今年度は、配布の際にアンケートを実施して除草の方法や対策などを聞き取りしていて、その中でよい案があれば広報紙やホームページで公開したいと考えています。遠方に避難している方の有効な宅地管理の対策は現状お示しできていません。今後、他自治体の取り組みも参考にしながら有効な手法を見つけていきたいと考えています。

---

Q1-4 浪江中学校のグラウンドから国道 114 号に繋がる大きな道路ができるという話だが、それに関連して国道 114 号を片側 2 車線にするなどの拡張を行う予定はあるか。

A1-4 国道 114 号は所管する県が調査等を進めている段階で、具体的な計画や見通しは今のところ立っていません。国道 114 号から駅に向かう道路や浪江中学校を介し F-REI に繋がる道路については、今後町が地域住民の理解を得たうえで整備していく予定です。

---

Q1-5 国道 114 号の改良工事を引き続き進めてほしい。次の箇所の測量などが進んでいないようだが、進捗はどうなっているのか。

A1-5 国道 114 号の整備は、県が担っていますが、地権者との折衝もあり遅れが出ています。地権者の理解と協力を得ながら、114 号のほか、399 号についても今後しっかりと整備が進むよう、町としても対応してきます。

---

Q1-6 津島では道路に木が生い茂っているため通行に支障が出ている。定期的に調査を行っているというが、確認して終わりではなくしっかりと整備してほしい。支障木がある際その都度土地所有者に伐採の許可を求めるのではなく、あらかじめ支障木がある際は切ってもいいという許可を取っておくようにすれば道路整備が進めやすいのではないか。

A1-6 支障木の撤去については、所有者一人ひとりの同意を得てから行っているため時間を要しています。今後は、森林所有者との事前の取り決めや同意手続きを整備し、町民の方が墓参りなどに訪れる際に支障が出ないように、建設課を中心に計画的に整備を進めていきます。

---

Q1-7 町内では空き地などに雑草が繁茂して外観がみにくくなっているところがある。これから住民の高齢化も進んでいく状況で、空き地や除草などの土地の管理をどうしていくかが大きな課題だと思うが、町ではどのような考えをもっているのか。

A1-7 空き地の問題については明確な解決策がないのが現状です。宅地は所有者が管理するというのが基本的な方針で、かつ町内では地域ごとに宅地の状況や環境が大きく異なっていることから対応が難しく、町としても施策を検討していますが、当面の間は現在の除草剤配布事業を継続していきたいと考えています。

---

Q1-8 除草剤の受け取りはなぜ土地の所有者だけが対象で、世帯主には渡さないのか。また、委任状は一度提出すれば次回以降は必要ないようにはできないのか。

A1-8 土地に除草剤をまくには所有者の許可が必要であることから、原則として所有者としています。世帯主であっても家族内での意見の相違があるケースや、土地を貸しているために所有者と使用者が別になっているといったケースも想定されるため、一律に世帯主へ渡すのは難しい状況です。所有者以外の方が受け取るためには委任状を持参していただいています。委任状がない場合でも職員が所有者へ連絡し確認が取れればお渡ししています。委任状の提出を含めた申請作業の簡略化について今後検討していきます。

## (2) 帰還困難区域

---

Q2-1 帰還困難区域への立ち入り規制緩和をお願いしたい。それに際して、道路沿いの倒木に対処してほしい。不法投棄も多くあるため、24時間監視できる防犯カメラも設置してほしい。落合浪江線をはじめとした県道の整備を早急に進め、通行止めを解除してほしい。

A2-1 まずは国と連携して十分な除染を行い、その上でインフラ整備等をしっかりと進めていきます。防犯カメラの設置や道路状況のパトロールの強化についても検討し、町民が安心して町に帰還できるような環境を整えていきます。道路状況などは町だけでは把握しきれない部分もあるため、今後も何かあれば情報をお寄せいただきたいと思います。

立ち入り規制の緩和や交通制限の解除などについては、住民それぞれに様々な考えがあると思います。要望を受け止め、柔軟に対応していきます。

---

Q2-2 高瀬川溪谷はこの先どのように利活用していくつもりなのか。

A2-2 町の観光名所であり、震災前のような位置づけで観光利用ができるよう国や県とも協議していきます。

---

Q2-3 国は帰還困難区域のバリケードを撤去して誰でも自由に立ち入りできるようにする方針だと聞いた。その場合、立ち入りに際した個人の被ばく線量の管理はできなくなると思うが、町としてはどう考えているのか。

A2-3 帰還困難区域のバリケードを撤去するというは国が方針として示してはいるものの、詳細については何も決まっています。先の意見では津島地区以外の方から規制緩和の要望があったように、地区ごとに様々な意見があるため、住民の安全確保は大前提としつつ、それぞれの地区の意見を尊重しながら柔軟に対応し、国と協議を進めていきます。

---

Q2-4 個人の責任で帰還困難区域へ自由に立ち入りできるようにするとの国の方針に憤りを持っている。国の新たな帰還困難区域に対する方針が実行に移されれば、帰還困難区域の除染は特定帰還居住区域の範囲の内側になってしまうのではないかという危機感を持っている。帰還困難区域全体の復興再生について町としてはどのような計画を立てていて、それを実現するために国に対して何をどう要望しているのかをお聞きしたい。

A2-4 特定帰還居住区域の設定にあたり、帰還困難区域の町民を対象に帰還意向調査を行いました。結果 4 割の方が帰還したいということで、2020 年代の帰還を目指し現在除染を進めています。一方、帰還を希望しなかった町民の方々の土地の扱いについても引き続き国に除染を求めていく考えです。

立ち入りの自由化について国はまだ詳細を示していないため詳しいお答えはできかねますが、町民にも賛成反対さまざまな意見があります。帰還困難区域の解除や今後のあり方については、住民それぞれの考えを伺いつつ柔軟に取り組んでいきます。

---

Q2-5 津島地区はまだ除染も終わっておらず、住居も野生動物に荒らされ、解体するしかないという状況にある。一方では F-REI の整備も進んでいたりして、町の中に明暗が混在している。帰ると言わなければ井戸も掘ってもらえない。津島の状況を理解し、帰還困難区域の復興再生に臨んでもらいたい。

A2-5 復興加速化のための第 14 次提言について、閣議決定されていますが、具体的な内容はまだ決まっています。除染や生活用水含めた整備などは国へ要望を行っており、それらの整備なしには解除することはありません。

---

Q2-6 高瀬川溪谷の将来像はどう考えているのか。

A2-6 帰還困難区域の環境回復を大前提として、高瀬川溪谷は時間をかけても回復させます。

---

Q2-7 帰還困難区域の解除の時期が予定より早まるという話を耳にしたのだが本当か。

A2-7 現在、2020年代を駆け避難指示解除を目指し除染やインフラ等の復旧を進めているところであり、現段階においてはまだ解除の明確な時期は定まっていません。

避難指示解除に向けた取り組みが進んでいく中で、除染の進捗にも地区ごとに差が出てくると思います。完了した地区ごとに住民の意見を伺い、早く解除すべきだという考えでまとめれば、地区の総意として国に伝えていきます。

---

Q2-8 大堀に自宅があり宅地の除染は完了しているが、ほかの場所の除染が進んでいないため解除にはなっていない。今後除染が完了したとしても、大堀地区の住民が解除してもよいと意見をまとめないかぎり解除にはならないのか。

A2-8 除染解体を進め、生活環境や用排水路等の整備が一定程度完了した時点で、各地区の住民の考えを伺う場を設けたいと考えています。様々なご意見があろうかと思しますので丁寧に進めていきます。

---

Q2-9 帰還困難区域への立ち入りに際した放射線管理を個人で行うようにするという方針を国が閣議決定した。帰還困難区域の森林は除染しないということも言っていて、国はなし崩し的に避難を解除しようとするのではと疑念を抱いている。これについて町の考えはどうか。

A2-9 帰還困難区域の森林については、特定帰還居住区域という制度の中で2020年代をかけて必要な範囲の除染を進めていきます。また、令和7年度中に林野庁が帰還困難区域の森林施業のガイドラインを策定する予定であり、このガイドラインの内容等も踏まえつつ、安全性を担保できたうえでの避難指示解除となるよう、国に申し入れていきます。

---

Q2-10 将来自分の子どもや孫が町民として町に帰還できるような方向性をこの復興・創生期間のうちに示してほしい。HPで地域計画を読んで、圃場整備の実施や検討などいろいろあるが津島は載っていなかった。農地を復旧する際は、計画の中で道路網の整備をしっかりと進めていただき、自分が動けるうちは避難先と町を行き来しながら、復興組合に入りながら町民として町政に参加していきたいと考えている。

A2-10 復興・創生期間の残り5年間のうちにしっかりと津島地区全体の復興計画を地域の住民とともに作っていかねばいけないと考えていますので今後、津島の方々にご相談をしながら進めていきます。

---

Q2-11 帰還困難区域の立ち入り自由化の閣議決定に際して、町では国に異議申し立てはしたのか。もし自由に立ち入れるようになれば線量の高い山菜やキノコが市場に出回り、住民のみならず全国民の健康が危ぶまれる事態になってしまうのではないかと心配しています。

A2-11 閣議決定に対して異議申し立ては行っていません。先般の閣議決定は帰還困難区域の将来についての国の方針を示すにとどまっており、具体的な詳細は今後安全性の調査や作業ガイドラインの策定、住民意向の確認を行いながら決定していくものと思います。立ち入り規制の緩和については町民の中でも賛否が分かれていることから、具体的な内容が町に示された段階で、各地区ごとに住民の意向をお伺いさせていただきます。

---

Q2-12 今年6月に国が帰還困難区域への立ち入り規制の緩和を閣議決定しましたが、それについて事前に町に話はあったのか。また、国の方針を町としてはどう捉えていて、これからどう対応していくつもりなのか。仮に規制緩和が行われれば住民の健康管理が危うくなるのはもちろん、原発事故に対する国の責任がうやむやになってしまうのではないかと心配しています。バリケードを取り払って誰でも自由に通行できるようにして、除染もせず、住民が被ばくしようがお構いななんて事態は住民として看過できないかと心配しています。

A2-12 立ち入り規制緩和の方針については国がまだ詳細を示していないため詳しいご回答はできかねます。また帰還困難区域内の森林については、今年度中に作業ガイドラインが林野庁より示される予定であることから、被ばくのリスクコミュニケーションも踏まえた総合的判断がなされるものと思います。今後、国からさまざまな詳細が示された段階で、帰還困難区域のある地区の住民の意見を伺う場を設けたいと考えています。立ち入り規制の緩和については住民の中でも様々な意見があることから、意向をしっかりと伺いながら進めていきます。

### (3) 除染

Q3-1 家のすぐ近くに山林がある家も多く、宅地から 20m までの除染では安全に生活していくには不十分だと思う。宅地以外の場所や農地なども除染を行ってほしい。

A3-1 森林除染の範囲は宅地から 20m というのが原則だが、帰還困難区域については 20m に限らず除染を行い、しっかりと線量を下げよう申し入れています。住民が安心して生活できるよう、引き続き要請していきます。

Q3-2 除染を行う業者が頻繁に変わるため、スムーズに除染が進められるのか不安に思っている。

A3-2 町としても事業者が変更することで除染作業の進行に影響がないよう打合せなどを行っています。特定帰還居住区域として目指す 2029 年までの避難指示解除に向け、環境省と共に緊張感を持って取り組んでいきます。

Q3-3 クマ鈴の携帯はしているが、やはり少人数での行動の際それだけでは不安は拭えない。また、伐採や刈払いを行うとのことだが、帰還困難区域では作業ができないのではないかと。もしクマ対策としてなら作業ができるのなら、除染作業だってできるはずだ。

A3-3 環境省に意見を共有しつつ、円滑に除染が進むよう取り組んでいきます。

Q3-4 環境省への各種申請や手続きの際に同じ書類を何度も提出したり書いたりしなくてもいいような仕組みを作ってほしい。

A3-4 環境省にご意見をお伝えします。

Q3-5 知人で自宅を解体したいと思っているが、先に除染をしてしまったため解体できない人がいる。町の方では除染した建物も解体申請があれば解体しているとのことだが、なぜ津島地区ではやってもらえないのか。避難が長引く中で、帰還するつもりで自宅を除染したが状況が変わって解体せざるを得なくなる町民も出てくる。そういった状況に寄り添った対応をお願いしたい。

A3-5 原則として除染したところの解体はできません。ただし、まだ避難指示が解除されていない特定帰還居住区域については、すでに外縁除染を行っている場合でも解体も含めた対応を検討するよう、環境省に申し伝えています。町または環境省まで個別にご相談いただきたいと思います。

環境省スキームで除染と解体を二重に行った事例はなく、解除区域でも除染後に解体しているという事例はありません。

---

Q3-6 復興事業には、国、県、東電などがいろいろと関係しているなかで、町でできることは何か？今後、大堀、津島など帰還困難区域の意見は少数意見とされてしまうのを懸念している。

また、解除までにはまだ何年かかかると思うが、除染を早くにやった場所には木が生えたり草が生えたりしてしまっている。解除して引き渡す際には除染当時の状態まで復旧してもらえるのか。

A3-6 様々な事業を町が実施していますが、町が聞いていない形で国、県が復興事業や政策を進めることはありません。

農地に関しては避難指示が解除され地権者へ引き渡される段階で、再度除草も含めた地力回復の事業を行う予定であり、木や雑草が繁茂したままの状態での引き渡すことはありません。

---

Q3-7 特定帰還居住区域の計画面積を、大堀、苅野、津島などの地区別に、できればさらに行政区ごとにも示してほしい。特定帰還居住区域や帰還困難区域の除染の対象地域や戸数は不明瞭で、行政区長でも把握できていないのが現状である。地域の復興再生を進めていくためにも、行政区単位の戸数や面積は公表するべきではないか。

A3-7 プライバシーの問題もあるため実現は確約できないが、ご意見を踏まえて検討したい。持ち帰り改めて回答します。

(企画財政課)後日、区長に必要な情報を確認し提供しました。

#### (4) 農林水産業

Q4-1 個人で営農している。今年の広報7月号の中で、町とサグリ株式会社との連携協定締結の記事があったが、それは自分たち農家へ具体的にどんな効果があり、どのような利用ができるものなのか。

A4-1 サグリ株式会社との連携協定により、同社のサービスでGPSを利用した農地の確認や、圃場の肥料分布の把握などの営農に活用していくことができるものと認識しています。

Q4-2 所有している藤橋地区の田んぼを圃場整備するという話が紆余曲折して立ち消えになった。圃場整備について町がどの程度関与しているのか知りたい。

A4-2 ほ場整備事業について、いずれ次の世代に農地を引き継ぐためにも一定程度集積して、農業を進めていく考え方でいます。集積することで、事業者や団体等のマッチングも進んでいくものと考えます。

(農林水産課)後日、内容を再確認・説明し、事業への一定の理解を得ました。

Q4-3 広報11月号同封の議会だよりにあった町営農場と資料4ページにある大規模酪農施設は同じものを指すのか。そうであれば、表現の統一を徹底してほしい。

A4-3 今後、町営農場や復興牧場等の表現を大規模酪農施設という表現に統一する方針です。議会とも連携し適切な表現を徹底していきます。

Q4-4 森林施策はスピード感をもって取り組んでもらわないと町民が高齢になって作業ができなくなり、現状のままの状態の子孫に引き継ぐようになってしまう。早めに方針を示してほしい。

A4-4 震災から15年が経過し様々に状況が変わってきていることも踏まえ、今後山林のありようを協議していきます。また、町では森林再生事業として民有林の整備が進められており、この事業の継続も国に要望していきます。

Q4-5 町としての農業に対する考えを伺いたい。津島ではリンゴや野菜、米を作っているが、いくら安全性をアピールしたとしても、世間の人わざわざ帰還困難区域のものを食べるか疑問に思う。もっと津島に合った農業があるのではないか。

A4-5 町民には花卉栽培をやりたい人もいれば米や野菜、果物をやりたい人もいます。そういった多様な取り組みが復興に繋がっていくと思いますので、町としては各取り組みを同等に支援していきます。原発事故から15年を経て放射線への感じ方は人それぞれですが、正しく学び、危険性を理解しながら復興の歩みを進めていくのが重要だと考えています。

---

Q4-6 津島では営農するよりも畑を太陽光発電の業者に貸したほうがお金が入るため、畑をやりたくてもなかなか貸してもらえないのが実情である。

A4-6 町は地代の平均値や農作業単価をもとに土地賃借の目安を示していますが、最終的な判断は地権者であり、町が介入するものではありません。また、太陽光発電は、第1種農地や農業振興地域などの制約や、契約終了後の廃棄問題などもあるため、どこにでも設置できるわけではありません。町としては、一次産業を強化していきたいという方針のもと、土地所有者にはできる限り農業利用を選んでいただきたいと考えています。

---

Q4-7 復興組合で農地の保全に取り組んでいるが、組合員も高齢化が進んでおり、後継者も不足していることから心配である。農家の引退や世代交代、後継者の不在など、特に町民の帰還が進んでいない地域ではこれから耕作放棄地が増えてくると思うが、町として何か対策は考えているのか。

A4-7 町としては地域計画の中で事情を伺い、農地を地域の担い手に繋ぐ対応を行っています。地域に担い手がない場合には外部の生産者を呼び込むことも検討しながら、町内での営農を推進していきたい考えです。

農地の保全や農家の後継者不足は全国的な課題です。今後日本の農業政策は変化していくと思いますが、その変化に対応できるよう、まずはしっかりと町内の圃場整備を進めていきたいと考えています。

---

Q4-8 酒井地区で共有・所有している山が震災をきっかけに地権者の了解も得ずに勝手に大字に組み込まれてしまっている。町で仲裁してもらえないか。

A4-8 個別事案について、町が仲裁に入ることはできませんが、後ほど詳しくお伺いさせていただきます。詳細を確認し、再度、町が関与することが出来ない旨報告。

## (5) 避難生活支援

Q5-1 高速道路の無料措置は来年で終わりだと聞いたが、町全域の避難指示が解除されるまで継続させてほしい。

A5-1 高速道路の無料措置を実施している NEXCO 東日本はまだ今後の方針を示していませんが、継続するものと認識しています。状況を注視し、国にも要望していきます。

Q5-2 相馬市や新地町に避難している町民は町会議員や町職員と意見交換する機会がまったくない。馬場町政の頃の「どこに住んでいても浪江町民」という理念は消えてしまったのか。

A5-2 「どこに住んでいても浪江町民」という理念は現在も変わっていません。老人会の案内が来なかったという件も含めて、役場や各団体で開催している各行事について周知不足だったと考えています。今後は、町民に伝わるような情報発信サービスを整えていきます。また、町議会では各地で町民の意見を聞く場を設けており、決して相馬市や新地町に避難している町民をないがしろにしているということはありません。町長として、議長や議会事務局に意見を共有させていただきます。

Q5-3 仮設津島診療所長の関根医師が急逝されたことで診療所の今後の診療体制や運営について心配したものの、日替わりの各医師による診察を続けていただき、また診療所の運営も継続の方針だということで安心している。ただ、日替わりの医師だとコミュニケーションに不安があるため、以前のように常勤の医師を配置してもらいたい。

A5-3 仮設津島診療所は現在各先生方に日替わりで来ていただいて運営している状況であり、当面は常勤医師の配置は困難です。仮設津島診療所および浪江診療所の運営については、国・県の財源に応じていずれ判断が必要になってくると考えていますが、当面は運営を続ける方針です。

Q5-4 東京担当の町の復興支援員は土日に行われるイベントに参加できないと聞いた。詳細はわからないが、県外避難者の集まるような大きなイベントは土日に開催されることが多いため、見直してもらいたい。

A5-4 復興支援員事業は町が浪江町社会福祉協議会に委託して実施しており、土日のイベント等の参加を制限はしていません。浪江町社会福祉協議会にできるだけ参加するよう申し伝えます。

---

Q5-5 冒頭の町長のお話でこれから町が取り組んでいくいろいろな新しい事業について説明を受け、浪江町の将来が明るいものになると感じた。一方で、今現在も県内外に避難を続けている町民への思いが話の中になかったように思うので、町長の思いを聞かせてほしい。

A5-5 発災直後はいつ町に帰れるか明確にお示しできない状況で、町外に避難している町民が避難先である程度安定した生活を送れるようにすることを優先し、国や県に要望活動を行い、各種避難生活支援の取り組みを進めてきました。震災から15年間という時間の中で町民の思いは様々に変化していると思いますが、行政サービスを提供する側として、町外に暮らしている方々に不便がないよう支援の方策をさまざま考えており、決してないがしろにしていることはありませんので、安心してください。

---

Q5-6 先日東京電力から、帰還困難区域への立ち入りの移動費用を請求するにあたり、今後は立ち入り許可証や住宅の写真などが必要になるという内容の郵便物が届いた。この変更は町としても同意の上のものか。

A5-6 町には一切情報は入っていません。今後必要となる書類等について東京電力に確認し、改めてお知らせいたします。

(介護福祉課)東京電力から説明は受けています。今回の変更は、立ち入りの事実が確認できる書類について、従来の請求書には提出書類として記載されていないため、東京電力から請求者へ個別に提出を求めていたところを、改めて必要書類を例示したというものであり、変更により手続きが煩雑になったわけではないと認識しています。

## (6) 生活環境

Q6-1 山火事や道路の陥没に対して町がどんな対策を取っているのか知りたい。

A6-2 数年前に十万山で山火事が発生したことを踏まえて、町消防団にジェットシューターや中継ポンプを配備しています。予防に向けた取り組みとしては、広域消防と連携し、年数回の注意喚起を行っています。

震災から15年が経過し、手入れができていない山林の荒廃が進んでいます。山林火災防止の観点からも、林道整備も含めた山林の保全管理に早い段階で着手できるよう、国と調整していきます。

埼玉県八潮市で起きた道路陥没事故を受けて、国より全国の自治体に点検するよう通達がありましたが、町にある管渠は最大で900ミリであるため国の点検基準には当てはまらないものの、町独自で比較的大きな管渠について調査を行い、特に問題はないことを確認しました。また、道路管理部門も日常的にパトロールを行い、道路状況の把握に努めています。

Q6-2 新町通り周辺は街灯が少ないため暗く、夕方から夜に出歩く際に不安を感じる。震災前のように街灯を灯してほしい。

A6-2 街灯の整備は行政区長と話し合いながら進めています。

Q6-3 津島に帰りたくないという知人が津島で井戸を掘ってほしいと伝えたらだめだと言われたという。掘削費用などの相談に乗っていただけないか。

A6-3 帰還に伴って井戸が必要ということであれば、住宅水道課で適宜対応します。

Q6-4 空き地バンクへの登録はどのように行われているのか。また、帰還困難区域にある土地や建物でも登録できるのか。

A6-4 空き家空地バンクは、帰還が難しいなどの理由で土地や自宅を手放したいという人と、新たに買いたい人を町が仲介する制度です。申し込みのあった土地や建物については、委託業者による調査を行ったうえで登録し、町ホームページ上で公開しています。居住を前提とした制度であるため、帰還困難区域内の登録は現時点ではできません。解除の見通しが立てば登録することもできるようしていきます。

---

Q6-5 大柿ダムの底の汚泥の検査は行っているのか。行っているとすれば、大柿ダムには津島の山奥から水が流れ込んでいるということで、高い線量が検出されていると思うが、水源として利用して問題ないのか。

A6-5 町の飲用水の水源は川から直接引いているわけではなく、各取水場で掘った井戸から取水し水源としています。水源では定期的な水質調査のほか、放射性セシウムのモニタリング検査を24時間行っており、現時点でセシウムは検出されていません。

農業用水として利用している大柿ダムでは24時間の放射性物質モニタリング機器を管理事務所の中に設置して管理しています。台風などで万が一線量が上がるようなことがあれば、配水を止めるなどの措置を講じることとなっています。

---

Q6-6 室原の駐在所裏を流れる用水路はダムの取口までしか除染が行われておらず、その上流の取水口のところが土砂に埋まっている。そのため、震災後付近で火事があった時に取水できず、消火活動に支障が出た。また、その用水路には希少なカワシンジュガイという貝が生息しており、震災前には北海道大学の学生が研究に訪れたこともある貴重な場所であった。防火・取水と生態系保全の2つの観点から、ぜひ復旧していただきたいと思っている。

A6-6 カワシンジュガイについて具体的な生息場所など別途ご教示いただきたく思います。火災対応の取り組みとしては、総務課が浪江消防署と連携して仮設防火水槽や消火栓を整備し、広範囲をカバーできるよう体制を整えています。もし現時点で何か不都合があれば後ほど教えてください。

(農林水産課)室原用水路に関しては、年度内の復旧完了を目指し工事を進めています。

## (7) 帰還促進

---

Q7-1 公営住宅の整備が遅れているのはなぜか。浪江町より後に避難指示が解除された双葉町や大熊町では解除のタイミングに合わせて整備を進め、解除と同時に町民が帰還し住めるようになっていたが、浪江はそうっておらず、帰還したくても帰還できない町民が出てしまった。

A7-1 町としても平成 29 年の避難指示解除にあたり、住民意向調査の結果や地域の声を参考にしながら公営住宅の整備を進めてきました。現在は、帰還を希望する町民の受け皿として、駅前に住宅を整備中です。民間のアパートの整備も進んでいることから民間との役割分担も勘案しつつ、住民のニーズや要望を聞きながら今後も住環境整備を進めていきます。

---

Q7-2 移住してきた者として、避難した町民がなぜ帰還しないのか疑問に思っている。帰還促進に重点を置いて様々な施策や活動を行ってほしい。

A7-2 住民の帰還が進まないことの一番の要因としては、避難指示解除に時間がかかったことがあげられます。これにより、避難生活が長引き、町民の生活の拠点が町外に移ってしまいました。住環境整備などの施策を進め、町民の帰還促進を図っていきます。

---

Q7-3 専門的な職業ではなく誰でもできるような業種の大きな企業を誘致することが町民の帰還や復興に繋がっていくのではないかと。雇用の増加、そして人口増加につながる企業誘致をしてほしい。人口増加のためには専門的な知識を要しない企業を誘致した方がいいと思う。

A7-3 町内の産業団地には優良企業も進出していただいております。企業誘致に向けて様々な努力をしています。これらをひとつひとつ積み重ねて働く場を確保していきます。また、室原・加倉地区に大規模な産業団地の整備を予定しています。町にある企業を支援し成長させながら、その時々の中長期的な時局に合った復興を進めていきたいと考えています。

---

Q7-4 津島ではほとんどの建物が解体されている。また新しく建ててくれるのか。病院も何もみんな町場に移ってしまってバスで通うようになってしまっているのではないかと。除染が進んでいないため放射線量も高く、安心して生活できないし、小さな子どもが戻ってくるとも思えない。本当にここから津島を再生していけるのか。

A7-4 現在津島では除染をはじめ圃場整備、森林再生事業、株式会社マンカウビル東北による果樹団地などの各種事業が進められており、これらの事業を津島の復興に繋げていきます。以前の津島のような状況に戻すにはかなりの時間を要するとは思いますが、住民の方々の意見を伺いながら進めていきます。

## (8) 歴史・伝統・文化等

Q8-1 資料 30 ページにある F-REI の立地を受けての目標 4「伝統文化の継承と新たな浪江文化の創出」とは具体的にはどういったものなのか。

A8-1 福島国際教育研究機構(F-REI)が立地することで今後様々な団体の関係者や外国の方々が増えると予想されます。その方々に町の歴史文化や伝統芸能を体験する機会を提供することで、今までの文化・伝統の継承をはかるとともに、これまでの住民と新たな住民とで共に浪江の魅力や長所を伸ばしていき、ひいては新たな浪江の文化を生み出していこうというものです。

Q8-2 町図書館に司書が一人もいないのは致命的な問題だと思う。移住者を呼び込み定着させるためにも、文化インフラの整備は必要不可欠だと思う。

A8-2 図書館の充実は教育の観点からも大きな課題として認識していますが、司書の求人も出しているものの応募がなく、正職員も不足している現状では実現が難しいと考えています。

Q8-3 各地域の歴史や文化の継承について、浪江町全体として具体的にどう取り組んでいくつもりなのか。

A8-3 町の歴史文化や伝統の次世代への継承や資料の保存は重要な課題だと認識しています。先日、学術協定を結んだ国文学研究資料館とも協力しつつ、今後歴史的資料の調査整理を進めていきます。

Q8-4 町に学芸員はいるか。自分の住む酒井地区の文化財は教育委員会に預けて保管してもらっているが、他地区にはしっかりと保管されないまま眠っている文化財が多くあるのではないかと思う。そこで学芸員を配置し、文化財の調査や保存、継承を進め、浪江町の歴史や魅力を広く発信して欲しい。

A8-4 現在学芸員は配置していません。各地区の文化財については、保管の相談がありしたい、町が確認に行きお預かりをしています。先月 10 月 20 日には国文学研究資料館と文化財の学術交流の連携協定を結んでおり、今後は外部機関の協力も得て文化財の整理や調査を進めていきます。また、震災の影響で停止していた町史編纂も徐々にではありますが進行しています。

## (9) 教育・子育て

Q9-1 現在休校している浪江高校の今後について町はどう考えているのか。

A9-1 県に要望を行っていますが、引き続き要望してまいります。

Q9-2 なみえ創成小中学校の教員は正規雇用職員か。また、給食の提供はどのように行われているのか。

A9-2 教職員は県からの正式な正職員として雇用しています。そのほか、町の会計年度任用職員として学習支援員などを採用しており、合計して、小学校では 19 人、中学校では 18 人の職員が勤務しています。

給食は委託業者が小中学校の敷地内にある調理場で調理したものを提供しています。食材には県の給食会を通じて調達するもののほか、地元の食材も利用しています。放射能の検査は毎食行っており、結果はホームページで公表しています。

Q9-3 以前新聞に載っていた町に東北大の施設ができるという話はその後どうなっているのか。

A9-3 町が浪江小学校跡地に整備する産学官連携施設に隣接して東北大学が自費で学生の研修やフィールドワークの拠点となる研究宿泊棟を整備する予定で計画が進んでいます。

## (10) 福島国際研究教育機構 (F-REI)

Q10-1 F-REI は具体的にどういうことをやっているのか。

A10-1 F-REI は福島復興再生特別措置法に基づく特別法人として国が設立した研究教育機関です。研究開発、産業化、人材育成、福島イノベーション・コースト構想施設を取りまとめる司令塔という 4 つの機能を発揮するための取り組みを一体的に推進しています。

---

Q10-2 F-REI に就職するにはどこの大学、大学院を目指せばよいなどの条件はあるのか。やはり町民としては、浪江町を知らない人よりも浪江町に関係のある人が就職できるようにしてもらいたい。

A10-2 どこか特定の大学・大学院に進学すれば F-REI に就職できるということは特になく、全国の人に門戸が開かれています。一方で、浪江町や双葉郡にいる方々が F-REI に就職できるようにしたほうがよいという意見はもつともで、今後、地域の子どもなどを対象に F-REI に興味関心を持ってもらえるような取り組みを行っていきます。

---

Q10-3 F-REI の整備を人口の定着にどのように繋げていく計画なのか。

A10-3 研究者やその関係者が移住する可能性があります。町では駅周辺や F-REI 周辺の整備を進め、民間投資も呼び込みながら住環境を向上するとともに医療・介護サービスの不足解消も含め、住民が住みやすい町づくりを進めることが重要だと考えています。

## (11) 医療・介護

---

Q11-1 浪江で最期を迎えたいと思っている。そのためにも、町に老人ホームや介護施設を作り、高齢者福祉を充実させることで、全国から高齢者を引き寄せ、ひいては町の人口を確保するような施策を講じてほしい。

A11-1 介護関連施設について、周辺自治体との広域的な連携も視野に入れながら協議を進めています。居住人口が 2400 人の現在においては、民間事業者による介護施設の運営は経営や人材確保の面から困難ですが、今後復興が進み人口がさらに増えてくれば、町内での施設経営も成り立つようになると考えています。社会福祉法人博文会をはじめとした様々な団体に協力を得ながら、町民が必要としている介護福祉サービスを一定程度享受できるような仕組みを作っていきます。

---

Q11-2 健診結果のデータを医大に提供しているが、そのことで自分たち町民や町にどのようなメリットがあるのか。

A11-2 医大への情報提供は、震災後に結んだ協定の中で実施しており、震災後の町民の心身の状況等の変化について検証しているものです。

---

Q11-3 これから町民の高齢化が進み、介護の問題が切実になってくる。ぜひ重点を置いて取り組んでもらいたい。

A11-3 町内に介護施設の充実を図るため事業者との協議を進めていますが、現在の人口規模では震災前のような施設経営は困難な状況であり、実現には至っていません。先日連携協定を結んだ社会福祉法人博文会や社会福祉協議会とも連携し、介護福祉の充実を進めていきます。

## (12) 各種減免制度

---

Q12-1 昨年9月に移住してきた。保険税の特例減免措置について、震災当時からの町民と、自分のように震災後に転入してきた町民とでは、扱いはどう違っているのか。

A12-1 保険税の減免措置は発災時に住んでいた場所が避難指示区域に設定された人が対象となっています。新規転入者が減免を受けられないなどの被保険者間での不公平を是正しようという方針から、現在国により見直しが進められており、今後段階的に減免措置が終了する予定です。

---

Q12-2 原発事故によって住むことも利活用することもできなくなった土地に対して課税するのは理不尽だと思う。

A12-2 税制度は国家の根幹に関わるものでありこの場で踏み込んだお答えはできかねます。町としては、各種政策や事業を推し進めることで町の復興を図り、震災により失われた土地の資産価値を取り戻していきたいと考えています。

## (13) クマ対策

---

Q13-1 十日市祭にあわせて浪江を訪れる予定であり、町内のクマの出没情報や対策について聞きたい。クマの出没やその対策は一時立ち入りや今後の町民の帰還にも影響してくるものだと思う。

A13-1 クマの目撃情報はホームページで随時公開しています。また、目撃情報が寄せられた際は即座に防災無線で周知するなど対応しています。対策として農林水産課窓口でクマ鈴の貸し出しや追い払い花火の配布を行っているほか、今後はクマ用の罠も設置予定です。住民の方が安全に町内で活動できるよう、しっかりと対策を行っていきます。

Q13-2 クマが町内各所に出没しているということで、一時立ち入りの際などに遭遇してしまわないか非常に不安に思っている。一時立ち入りで町を訪れる町民や帰還して生活している町民を守るために、町としてはどういった対策を考えているのか。

A13-2 クマの出没が確認されている地域については、追い払い花火の実施やパトロールの強化などを行っています。そのほか、市街地への出没にも備え、先日、緊急銃猟訓練も実施しました。先般、県がクマ被害防止に向けた緊急対策を決定しており、今後は県とも連携を取りつつ、放任果樹の伐採や罠の設置、河川敷の刈払いなどに取り組んでいきます。また、農林水産課では希望者にクマ鈴の貸し出しも行っており、必要な場合はお申し出いただきたいと思えます。

## (14) 商工業

Q14-1 新町通りは今後どのように開発されていくのか。また、浪江小学校跡地に整備されるという産学官連携施設とはどういうものか。

A14-1 居住人口が2300人程度の現在は、商圈の回復はなかなか難しい状況です。商圈回復を加速させて新町通りを回復していきたいが、営農が再開され、少しずつ居住人口が増え、そうした動きの後に商圈が回復していくものと考えています。

震災以降様々な企業や大学が町で実証実験や研究の取り組みを行っており、産学官連携施設はその拠点となる施設です。施設を整備することで、企業の方や学生の町への定着を促し、地域の雇用や消費拡大、ひいては新町通りも含む商業の回復にも繋げていこうと考えています。

Q14-2 津島地区は一部が復興拠点区域として避難指示解除されたものの、ガソリンスタンドもお店もなく、震災前のような生活ができないのが現状である。町の方

はこれから復興を進めていく中でいろいろと箱物も建ち、栄えていくようだが、同じ町内でなぜこんなにも差があるのか。

A14-2 復興再生拠点区域の制定にあたり、津島地区内の事業者やそれ以外の事業者にも打診を行いました。経営面の問題から事業の再開・開業は難しいと回答をいただきました。町が特定の事業者を長期的に支援し続けるのは財政的にも難しいことから、当面は移動販売や電話注文による配達などのサービスを充実させることで町民の買い物環境をカバーしていきます。現在は買い物機会の不足を補うため、株式会社イオン東北の協力で週1回の移動販売車を運行しており、ニーズがあれば巡回の曜日や時間を増やしていきます。今後人口が増えてくれば事業を検討する事業者も出てくると思われるので、創業支援や事業再開支援の施策も整えていきます。

## (15) 再生可能エネルギー

Q15-1 町では水素の利活用を推進しているが、安全性に問題はないのか。

A15-1 水素エネルギーは次世代のクリーンエネルギーとして注目されており、研究自体は30～40年前から進められています。安全性や技術面の知見は蓄積されていて、現在は、その水素を製造・運搬など各過程で安全に管理し、実運用につなげていく段階です。町としても、水素社会の実現に向け、安全性を確保しながら積極的に取り組んでいます。

## (16) 駅周辺整備事業

Q16-1 駅前の再開発事業について、隈研吾氏の建築設計は自然木材を多く使用するという点で耐久性への懸念がある。何か対策は講じているのか。また、駅前商業施設のオープン時期は令和10年の予定から変更はないのか？

A16-1 隈研吾氏の設計で建築を行った他自治体を調査しましたが、毎年の維持管理費は既存の町施設と比べても特別に高額にはならないと思います。町としては維持管理費用を抑えるため、外壁への木材の使用を極力減らしたうえで、ガラス塗料で耐久性を高め、庇を大きく出して雨水が当たりづらいうようにするなどの工夫を実施します。

現在駅前商業施設は実施設計の段階であり、まとめり次第工事発注となります。施設のテナントはメインとサブの2つに分かれており、メインには公募によりイオン東北株式会社の入店が決定しています。サブテナントには町民の意向も参考にしつつ、イオン系列の店舗が整備される予定です。

隈研吾氏の建築について、経年劣化が激しいのではないかと、維持管理費が高額になり、将来の負担になるのではないかと等の懸念は多く聞こえています。町長として隈氏に対し、なるべく経年劣化に耐えられるような建物にしていただけるよう要望しています。

## (17) 町民の声

---

Q17-1 町長への手紙は非常にいい取り組みだと思うが、以前は返事が来ていたのに最近は来なくなった。

A17-1 町長への手紙は基本的に回答しています。回答が遅れているのかもしれないので確認し後日連絡します。

(総務課)後日、質問者へ電話にて説明しました。

---

Q17-2 資料を各課長が読み上げるだけの説明は時間のむだだと思う。

A17-2 町政懇談会の運営全般について資料の内容や説明の仕方を含めて検討し、参加した方に有意義な時間となるようにします。

---

Q17-3 現在の町職員数は何人か。また、実際の事業規模に見合った適正な職員数は何人だと想定しているか。

A17-3 町職員は今年4月1日現在で365人です。一人あたりの業務量については、一般会計の当初予算を人数で割った場合の値は他自治体よりも2倍ほど大きくなっていることから、他自治体と比較して業務量は多くなっていると考えています。

---

Q17-4 災害弔慰金の支給に関する申請書について開示請求したが断られた。他自治体では提供してもらえたので納得できない。

A17-4 開示請求の内容について、個人情報保護法および条例等を参照し対応しました。個別に話を伺い、再度対応を検討したい。

(総務課)必要に応じて対応を判断していきます。

---

Q17-5 大堀にある双葉断層については震災以降調査を行ったのか。

A17-5 確認して後日ご回答します。

(総務課)後日、質問者へ連絡しました。

---

Q17-6 住民意向調査の自由記述欄の内容はどのように確認しているのか、また、内容はどのように国や県に反映されているのか。

A17-6 国と県と町と三者共同で実施しているもので、町にも情報共有はされています。いただいた意見がどのように反映しているかの周知方法等については今後、三者で協議していきます。

---

Q17-7 原発への不安がぬぐえず、帰還をためらっている。万が一また原発事故が起きたときの避難の想定などを聞きたい。

A17-7 不安があるのは当然のことと受けとめています。当時は、西に避難するための道路が整備させておらず、非常に難儀しました。その後、復興道路と位置づけ、国道 288 号、国道 114 号、小野富岡線、浪江三春線の整備を進めています。また医大に繋がる道路も双葉郡の医療計画の中で整備し1時間弱で行けるよう整備を進めています。原子力発電所の監視については、東京電力に対して常に厳しい姿勢で対峙し、原発に関する情報を公開し、正しく町民へ発信できるよう努めています。

---

Q17-8 以前農機具を盗まれ警察に通報した。その際、対応した警察官に「でもどうせ賠償もらってるんでしょう」というような内容の言葉を掛けられ、非常に傷ついた。

A17-8 双葉警察署浪江分庁舎へ話を共有し、できるだけ被災者の心情に寄り添った対応をとるよう申し伝えます。

---

Q17-9 帰還困難区域について話題にあがるのが津島ばかりで、ほかの地区は放っておかれているような思いがする。どこの地区も同じように扱い、復興を進めていっ

てほしい。

避難している町民は町政に諦めを持っている。文書で報告するだけでなく、もっと町民と行政が顔と顔を付き合わせて話し合う機会を設けてほしい。

A17-9 事業を行う際などは地区の関係者や行政区等にお声がけし説明会や相談会を開催しているが、それ以外の場面でも行政区等からの要望があれば説明や意見交換に現地へお伺いします。

---

Q17-10 復興予算を使って整備した建築物や設備について、維持管理費は市町村側が負担しなければならないために財政的な負担となっている事例があると新聞やテレビで報道があった。町ではそういった事例はないか。また、将来的に起きる可能性はないか。

A17-10 震災から約 15 年が経過し、他県でも大きな災害が起きるなど国内の状況は変化していますが、今まで同様の支援をいただけるよう、被災地の現状を全国に発信しながら要望を行い、必要な予算についても適宜求めていきます。

---

Q17-11 原発事故の特性上、新しい事業や計画に取り組む形で復興を進めざるを得ないのはわかるが、被災者にとっては復興の実感がわきづらくなっている。復興とは被災者がもとの生活を取り戻すというものだと思っている。

Q17-11 町民の皆さまの資産価値を取り戻していくことが行政の大きな課題だと思っています。ご意見を踏まえながら今後も復興に向けた取り組みを進めていきます。

---

Q17-12 自分も含めた多くの卒業生を生んだ津島小中学校が廃校になるということで寂しく思っている。校舎の跡地に歌詞を刻んだ石碑や、QR コードを読み込むと校歌が流れるような設備を設けるなどして、ずっと歌い続けられてきた校歌を残して行ってほしいと思う。

A17-12 町民の皆さまがいつでも聞けるよう、各校の校歌の音源をホームページにて公開しています。また、既に解除された地区にあった学校の校舎跡地については、ポケットパークという形で思い出を残す取り組みを行っています。津島小中学校についても同様に門柱などを残していきたいと考えています。ご意見にあったその場で校歌が聴けるような取り組みも今後検討したいきます。

---

Q17-13 酒井地区では営農組合の予算運営は中山間地から流用できるとの記載があり、驚いている。行政と住民との面談の場を設け、要綱や法令に照らして問題ないのかなどをはっきりさせるべきなのではないか。

上述のことは町教育委員会に協力をいただき発行した冊子「ふるさと酒井誌」にも掲載されてしまっている。教育委員会の意見も伺いたい。

A17-13 詳しくお話を伺い、改めてご回答したい。

(生涯学習課)「ふるさと酒井」誌については、酒井行政区で平成 29 年に設立したふるさと酒井誌編集委員会が中心となり刊行したものと認識しています。浪江町教育委員会は協力という形で浪江町史などの資料提供をしていますが、ふるさと酒井に記載してある内容について町としては関与していません。また、「ふるさと酒井」誌の発刊について、町が意見をする立場ではないと考えています。流用されていることに対しては、行政区の問題であり町が関与することは出来ませんが、「ふるさと酒井」誌 p46 に平成 17 年度酒井営農組合初定期総会において旧転作組合と旧中山間地域等直接支払酒井集落が合併し「酒井営農組合」が設立と記載があります。また、該当規約については p167、171 に記載がありますのでご確認ください。

## アンケート意見と回答

### (1) 道路・除草・美化

Q1-1 町道が狭い。近年の車両は自家用車も緊急車両も大型化しており、従来の道幅 4m では狭すぎる。5m～6m に拡幅してほしい。建物が解体されてなくなっている今がチャンス。

A1-1 大型車両の普及や安全性の観点から、5 から 6m 程度の拡幅が必要となる区間が生じています。今後の道路拡幅事業の参考とさせていただきます。

### (2) 帰還困難区域

Q2-1 帰還困難区域の復興か町としての意見か曖昧です。国に対して何を要望しているのか。

A2-1 帰還困難区域については、特定帰還居住区域の制度により除染を進め解除を目指していますが、区域に入っていないエリアについても早期に方針を示すよう国に強く求めています。

Q2-2 森林の対応について説明不足だ。町はすべてを除染要望する気があるのか。

A2-2 森林除染については技術的・物理的に困難と言われておりますが、町としては引き続き町内全域の除染・環境回復を国に求めています。

Q2-3 除染解体して家もなく、家族に一人では生活できないとも言われている。それでも精神的に浪江(津島)に住みたいと思っているが、双葉や大熊に比べると浪江は本当に遅れている。

A2-3 津島地区の特定復興再生拠点区域は令和 5 年 3 月に避難指示を解除しました。現在は特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、除染・解体等を進めています。

---

Q2-4 特定帰還居住区域への立ち入りを緩和してほしい。

A2-4 特定帰還居住区域復興再生計画に基づく除染やインフラ整備の進捗を踏まえつつ、地区の総意を伺いながら判断していきます。

---

Q2-5 帰還困難区域の今後について一歩前進してきていることは感じられますが、解除までの道のりはほど遠いと思います。今後の町政に期待します。

A2-5 特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、除染やインフラ整備を進めていきます。また、帰還困難区域全域の解除に向けた方針を早期に示すよう、引き続き国に強く要望していきます。

### (3) 除染

---

Q3-1 津島の復興はまったく進んでいない。自宅は昨年解体し、道路等も除染されたが、2025.10.30 時点の線量が、除染したところで  $1.12 \mu\text{Sv}$ 、していないところで  $17 \mu\text{Sv}$  もある。とても安心して住める状況にないので、再除染を進めてほしい。

A3-1 環境省では、「除染後で気になるところがございましたら、個別のご事情をお聞かせいただいた上で対応します」としていることから本件については環境省へお繋ぎします。

### (4) 農林水産業

---

Q4-1 避難して 15 年になるが、避難先の福島から時々帰って農業をしたい。農業インフラをきちんと整備してほしい。

A4-1 特定帰還居住区域の除染状況や営農意向を確認した上で、営農再開できるよう関係機関と協議していきます。

---

Q4-2 営農において機械化を進めるのに、なにか補助支援があるのか聞きたかった。

A4-2 営農における補助事業は、国・県・町と様々なメニューがあります。条件等が一律ではなく、営農の規模や品目等もあることから、個別に農林水産課ご相談ください。

---

Q4-3 圃場整備について質問し、町長に回答いただいた。個人の問題でもあるので今は回答できないと説明されたが、整備の説明会には町も県も参加しているのだから、全部が全部個人的な問題ではない。町として営農再開を進めたいのであれば、全部が個人の問題ではないと理解してほしい。

A4-3 圃場整備事業の要件等に当てはまらない農地は一定地区から除外される場合があります。また、地元復興組合や担い手で農地の維持管理や営農を行っていますが、それ以外の農地は所有者で管理する必要があります。限られた担い手で効率的に管理していくためにも、関係機関や地域での話し合いを進めながら圃場整備事業を進めているところです。

---

Q4-4 小丸の牛さんは畜産施設整備事業に入るのでしょうか？2000頭を育てる人はいる？

A4-4 畜産施設整備事業で整備している施設では、生乳の生産を年13,000トン見込んでいます。搾乳する牛については、施設を運営する民間事業者が、県内外から調達する予定です。町内で飼育されている牛を施設に入れる話は伺っていません。

## (5) 避難生活支援

---

Q5-1 避難している町民の帰還は必須だと思う。個々の事情があるにせよ、避難している町民においては、自身が町を支える当事者であることを意識して行動してほしいと思っている。この観点から、現状の「二重住所」がそのままよいのか疑問を持っている。

A5-1 避難先における行政サービス利用や避難元とのつながりを維持するため、原発被災者特例法により各種措置が取られているところです。制度の趣旨から「二重住所」は、原発被災者

災という特殊な環境下におかれている方にとってデメリットが生じないよう図られているものであることから、ご理解をお願いします。

---

Q5-2 個別相談会などがあってもよいと思う。

A5-2 避難先でのご要望、ご相談などについては最寄りの役場出張所及び復興支援員などもご利用ください。行政区の集まりや避難先でのコミュニティの集まりなどにもご相談いただければ参加の対応を検討します。

## (6) 生活環境

---

Q6-1 今年2月に移住してきた。質問したかったが時間がなかったのでアンケートで回答する。移住者を歓迎していることは伝わってくるが、アパートの家賃が高く、公営住宅が少ない。5000人規模の町を実現するためにも、町に住み続けることが可能な住環境を整えてほしい。

A6-1 震災前(約2万1千人)の公営住宅は309戸でした。現在の供用件数は211戸で、駅前に整備する公営住宅は76戸(予定)を合わせると合計287戸になります。公営住宅による民業圧迫とならないように計画的に整備を進めながら、子育て世帯に対する家賃補助、帰還者、移住者を対象にした住宅取得の補助金等の総合的な住宅支援も実施していきます。

---

Q6-2 転入してすぐにハザードマップを貰い、自宅に水害の危険性があると知った。防災士の資格を取得したこともあり、同地域の住民の助けになりたいと思っているが、各行政区の自主防災体制はどうなっているのか。

A6-2 現在、町内では自主防災組織の立ち上げに向けた取り組みを進めている地区があります。地区防災計画の策定、自主避難訓練を行うとともに連絡網を作成し、災害が起きた際には、避難の連絡や安否確認等を行えるよう準備を進めています。町としても、このような組織が増え、そして連携していけるよう県とも協力しながら支援していきます。

---

Q6-3 新町通りを除草などしているが、誰にも会わない。道の駅まではにぎわっているのに、寂しい限り。

A6-3 駅周辺整備事業の中で新町通りへ繋がる緑空間を整備しその波及効果により、新町通りにもにぎわいが戻る取組みを進めていきます。

---

Q6-4 浪江町に住んでいた頃の自宅には、現在、県外から移住し就農された方が住んでいる。多くの移住者は望めなくとも、少しずつ住民が増えていくことを期待している。

A6-4 ご期待に添えるよう復興計画【第三次】に基づき、引き続きさまざまな施策に取り組んでいきます。

---

Q6-5 駅前公営住宅(の家賃?)はいくらぐらいの金額になる予定なのか。

A6-5 公営住宅の家賃は、国の法令による計算方法で算出されるため、現時点での想定となります。駅前の住宅は、単身世帯、子育て世帯などの複数世帯のニーズに応えるため、住戸面積が異なります。家賃については、入居者の収入等によって変わり、想定家賃は下記のとおりです。

- ・住戸面積が約 35 m<sup>2</sup>のS住宅の家賃は約 5 千円から 3 万円
- ・住戸面積が約 50 m<sup>2</sup>のM住宅の家賃は約 9 千円から 4 万 5 千円
- ・住戸面積が約 100 m<sup>2</sup>のL住宅の家賃は約 1 万 7 千円から 9 万円

---

Q6-6 西台地区の浄化槽はなにか補助制度の対象になるのか。

A6-6 西台地区の住宅に対し、新たに浄化槽を整備する、単独浄化槽から合併浄化槽へ転換をご検討されている場合など、「合併浄化槽設置整備事業補助金」の対象となります。

※営業用途施設の浄化槽は補助金の対象外

---

Q6-7 防災備蓄倉庫は何人分を何日分蓄えてある？

A6-7 防災交流センター、各防災コミュニティセンター(浪江、苅野、大堀、幾世橋)にそれぞれ備蓄しています。

- ・食料:約 1600 食分(約 500 人×3 日分を想定)
- ・その他、飲料水や生活・衛生用品

## (7) 帰還促進

Q7-1 町内人口は平成 23 年から令和 7 年の 14 年間で 33%減となっている。人口減少対策はとっているのか。

A7-1 長期避難により避難先に定着されるなど、それぞれのご事情に応じて住民票を避難先へ移す方もいますが、駅周辺整備事業での公営住宅整備や民間住宅の誘致などを進め、帰還しやすい環境を整えるとともに、移住促進の取組を進めており、町内の居住人口は着実に増加しています。

Q7-2 帰還促進強化補助金はいつまでを考えている？

A7-2 帰還促進強化補助金は、県補助の創設に伴い、町も策定しました。県の補助は 2020 年代は事業を継続する予定と聞いていますので、町分についても同じ期間は、実施したいと考えています。

## (8) 歴史・伝統・文化等

Q8-1 文化行政指針を提示してほしい。ないなら喫緊の課題として策定してほしい。その際には町民参加プロセスを入れてほしい。

A8-1 文化行政指針等につきましては、今後ロードマップの作成などを検討しています。

Q8-2 町図書館に司書を配置してほしい。蔵書（特に浪江に関する資料）を充実させてほしい。

A8-2 12 月より司書資格を有する地域おこし協力隊員が新たに浪江町で活動することになっており、その隊員と連携し図書館運営をおこなっていきます。

Q8-3 「10 年間ふるさとなみえ博物館」は今どこに保管されているのか。今後の利活用は。

A8-3 浪江高校の武道館に保管しています。公開の予定については今のところありませんが、記念イベント等での公開を検討していきます。

---

Q8-4 現代陶芸作家の林康夫さんにより町に作品が 20 数点寄贈されたはずだが、それらは今どうなっているのか。2 体は簡素な扱いでふれセンの片隅に置かれている。せっかく寄贈して頂いたのにあんまりではないか。

A8-4 現代陶芸家林康夫氏の作品については、ふれあい交流センターに2点展示、ほかは文化財収蔵庫に保管しています。震災後、たくさんの方から様々な寄贈をいただいております。展示スペース等の関係で全てを展示することは難しい状況であるため、定期的に入れ替えをしながら公開しています。

---

Q8-5 震災後中断している「浪江町史」の編纂を進めてほしい。

A8-5 震災前に進めていた町史編纂資料等の所在確認を当時の関係者に確認しているところです。まずは町史編纂のロードマップを作成し進めていく考えです。

---

Q8-6 国文研と協定を結んでも、歴史・文化の継承は、資料を提供する地域住民の協力がなければ成り立たず、その協力関係を構築することが大切だと思う。一社浪江町地域文化フォーラムと連携するなどの具体的な継承のビジョンを示してほしい。

A8-6 国文学研究資料館と協定を結び歴史資料等の調査等を進めていきますが、地域の関係者・団体等の協力も不可欠だと考えていますので、地域等と連携・協力しながら進めていきます。また、具体的な継承ビジョンの作成についても検討していきます。

## (9) 教育・子育て

---

Q9-1 県内、国内で比較して、創成小中学校生の学力はどのくらいか。様々な体験活動や哲学対話は、生徒の学力に具体的にどのように表れているのか。

A9-1 創成小中学校の学力については、公表はしてありませんが、全国学力・学習状況調査結果にて把握しており、子どもたちの学力に合わせた指導を行っています。

哲学対話では、子どもたちが自分で問を立て友達と意見を交わすことで、考える力や表現する力、そして、相手を尊重する姿勢が育まれています。こうした学びは、学力の伸びだけでなく人としての成長にもつながっているものと考えています。

## (10) 福島国際研究教育機構 (F-REI)

Q10-1 F-REI と町の関係は。町としてできることは何があるか。

A10-1 F-REI は、令和 5 年 4 月に国が福島復興特別再生措置法に基づき設立した特別な法人です。町への立地を受け、町と F-REI の間で連携協力に関する基本合意書を締結しました。それに基づき、F-REI 運営が円滑に進むための支援や認知度向上の取組みを一緒に進めています。また、多くの研究者や F-REI 職員が町内で働き、居住することが想定されます。その方々と町の再生やにぎわいづくりの一員となっていただけのよう、魅力あるまちづくりを進めていくことが必要だと考えています。

Q10-2 質問に対して丁寧な説明だったが、F-REI についてはわからないことが多い。

A10-2 F-REI は、令和 5 年 4 月に国が福島復興特別再生措置法に基づき設立した特別な法人です。浪江町大字川添地区に本部が置かれています。F-REI は研究施設になります。さまざまな機能を持った建物が建つ予定で、現在は造成工事を進めています。最終的な建物の完成は、令和 12 年度末までに整備をする予定だと伺っています。

F-REI では、被災地の復興に役に立つ、①ロボット分野、②農林水産業分野、③エネルギー分野、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の、5 つの分野の研究を行ないます。

たとえば、ロボット分野の研究では、自然災害が発生した時の過酷な環境でも力を発揮できるロボットやドローンの研究開発を行うと伺っています。その分野に精通している全国や世界の研究者を F-REI で直接雇用し、F-REI 自身の機能を高め発展していくことを目指されています。

将来的に F-REI で直接雇用した研究者は、今整備を進めている建物で研究開発を行っていくこととなります。

## (11) 医療・介護

Q11-1 町で実施している健康診断に認知症の検査を加えてほしい。健診結果として病院での詳しい検査や治療の必要性が明示されれば、本人も家族も病院へ行きやすくなる。

A11-1 認知機能検査については、総合健診の問診において簡易的な質問による認知症の傾向を見ておりますが、総合健診における詳細な検査の実施は、委託している福島県保健衛生協会(県内で健診業務を委託できる唯一の機関)において対応できないことから実施は難しい状況です。

Q11-2 特別養護老人ホームや介護老人保健施設を町内に開設してほしい。

A11-2 平成 29 年の一部避難指示解除時にはサポートセンターを、令和 4 年にはデイサービスを設置して町内に介護サービスを提供してきました。今後も介護が必要な方々に対し適切な介護サービスを提供するべく令和 8 年には新たに介護保険事業計画を策定します。現在の情勢は、全国的な介護人材不足や介護施設と連携が必要な医療機関の問題など施設を設置する上での難しい課題があります。また、現在の町人口規模では施設が継続して運営できる状況にはありません。今すぐの介護施設設置は難しいですが、介護事業者間で連携を取り、広域的に介護施設を利用できる体制づくりをしていきます。

## (12) クマ対策

Q12-1 熊鈴の貸出は宿泊施設に依頼してはどうか。

A12-1 熊鈴の貸し出しについては、浪江町役場(土日も対応可)及び津島支所(土日不可)で行っておりますのでご利用ください。

## (13) 商工業

Q13-1 町の復興政策の中で商業部分は後回しになると質疑応答で回答をいただいた。そうすると、後回しにされている間に関係のない住宅や建物が立ち、新町通りは商店街というエリアではなくなってしまうのではないか。

A13-1 現在、浪江駅周辺整備事業により交流施設や商業施設、公営住宅を駅から新町通りにかけて整備しています。この事業により駅から新町通りにかけての人の流れを作り、新町通り再生の契機と位置づけ、かつての新町通りの再生を目指したいと考えています。また、事業再開補助金や創業補助金、光熱水費補助金等を設け、事業再開や創業を支援しています。今後も浪江町商工会や新町通り商店会と協議しながら、新町通りの再生に取り組んでいきます。

Q13-2 いこいの村なみえの収支状況はどうなっているのか。

A13-2 平成30年6月から町民の一時滞在施設として再開したものの、新型コロナの感染拡大による移動制限が数年続いたことなどにより厳しい経営状況となっています。現在進めている本館改修工事の完成後は、集客数の増加により改善が図られるものと考えています。

## (14) 再生可能エネルギー

Q14-1 水素エネルギーのリスクの洗い出しをしてゼロリスクに向き合うことはしないのでしょうか？

A14-1 水素エネルギーそのものの活用リスクについては、これまで国内において長年にわたり安全性等が研究されてきています。現在、町内で行われている実証実験は、実際に住民が生活の中で使用することを想定した輸送や供給方法、コストなどの課題を解決するための実証実験となっています。町ではこうした取り組みを重ねながら「なみえ水素タウン構想」により、水素が電気やLPガスのように一般的に当たり前使用前に使用される社会を目指していきます。

## (15) 駅周辺整備事業

Q15-1 「駅周辺整備事業 まちづくりニュース」を定期的に、タイムリーな内容で発行してほしい。

A15-1 引き続き、町民の方々にお伝えすべき動きや内容がある時に発行していきます。

Q15-2 浪江国際研究学園都市構想と浪江駅西側地区の整備を一体的に進めてほしい。特に交流人口、定住人口の増加に努めてもらいたい。

A15-2 持続可能なまちづくりをしていくうえで交流人口や定住人口を増やしていく取組みは重要だと考えており、F-REIの立地を契機とした、研究学園都市としてのまちづくりや公民連携の視点を取り入れた民間活力の誘導を進め、新たな魅力や価値の創出を目指します。

町では「浪江駅西側地区共創会議」を設立し、浪江駅西側地区での共創を促す取組みをおこなっています。

Q15-3 駅のキオスクも閉店、どこのショッピングモールも空き店舗が出ています。

A15-3 駅前の商業施設については、関係機関と連携し空きテナントが出ないよう事業を進めていきます。

Q15-4 地域活性化施設はテナント代発生する？

A15-4 地域活性化施設は、集会所兼情報発信施設となり、テナントスペースはありません。

## (16) 町民の声

Q16-1 町政懇の資料は事前に配布してほしい。各課長の説明で資料を読むだけでは時間のムダだと思う。

A16-1 次回の開催時には、事前に町ホームページからダウンロードしていただけるように検討します。また、説明の仕方についても工夫していきます。

---

Q16-2 今回、大堀地区および大堀相馬焼の再建について触れられなかったのが残念。

A16-2 説明資料の内容につきましては、説明時間や情報量も勘案しながら次回に向けてなお精査していきます。

---

Q16-3 今日の説明会を楽しみにしてました。

A16-3 多くの方が参加していただけるよう、今後とも、町政懇談会の開催方法を含めまして、より良い方法を検討していきます。

---

Q16-4 職員・議員の出席人数を超えるような町民の参加があってほしいと残念に思う。町内居住者にもっと視線を向けてほしい。

A16-4 町政懇談会の参加者は減少傾向にありますが、参加していただきました町民のみならず、さまからは熱心なご意見、ご質問を頂戴しました。いずれも重要な視点であり、ふるさとへの強い想いを受け止めました。

また、町政懇談会に限らず、広報なみえや町のホームページ等を通じた情報発信を積極的に行い、町長への手紙や復興計画【第三次】後期基本計画のパブリックコメントなどでも多くのご意見を頂戴しているところです。

今後とも、町政懇談会の開催方法を含め、より良い方法を検討していきます。

---

Q16-5 資料について。紹介のある各事業のうち、事業費が掲載されているものとされていないものがあるのはなぜか。また、質・量ともに膨大で、当日配布されてから読み込むのは難しい。事前に配布してほしい。

A16-5 資料中、2 主要事業等(3)令和7年度主要事業のみ事業費を掲載しています。次回開催時には、事前に町ホームページからダウンロードしていただけるように検討します。説明の仕方についても工夫をしていきます。

---

Q16-6 復興計画(第三次)後期基本計画の策定委員会の発足時期とメンバーを教えてください。また、このような計画を始める際は、その計画における町民の立ち位置や、町民参加の機会について事前に公表してほしい。

A16-6 策定委員会の内容については、町ホームページに掲載していますのでご確認をお願いします。また、復興計画(第三次)後期基本計画については、10年間の計画期間の折り

返しである5年目で社会情勢の変化などを勘案した時点修正を行うものです。いただいたご意見については、次期計画策定の際の参考とさせていただきます。

---

Q16-7 広報の「わたしたちのまち」に前月比と専門的な解説がほしい。

A16-7 今後の広報紙編集の参考とさせていただきます。

---

Q16-8 資料2ページにある復興の理念「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち～なかよく みんな えがおの 花咲くまち なみえ～」に未来の浪江が見えてくるようだ。震災前の人口には届かないとしても、移住者が増え、人口1万人になってほしい。

A16-8 ご期待に添えるよう復興計画【第三次】に基づき、引き続きさまざまな施策に取り組んでいきます。

---

Q16-9 質疑応答の時間に、1人の方が15分も20分も話すのを許すのはどうかと思う。質問は1人1つとし、1人あたりの時間を決めて始めるべきでは。

A16-9 長期避難によりそれぞれの事情がさまざまあるなかで、ご質問、ご意見も多岐にわたるものとなっています。他の出席者の意見を共有するのも懇談会形式の良さと考えていますが、時間配分につきましては次回に向けて検討していきます。

---

Q16-10 各会場の要望・意見などの総括・報告を広報紙等でお知らせしてほしい。

A16-10 全体を取りまとめの上、ホームページに掲載します。

---

Q16-11 津島の方々にはいろいろな減免や補助がある。それは当然だと思うが、私は遺族で、高速道路の無料措置などの補助は何もない。浪江に住んでいた家族や愛犬が帰れないまま亡くなったことは残念でならない。実家の草刈りには月3度ほど通ったが、両隣が草ぼうぼうで本当に大変だった。また、実家の解体に際して片付けにも100回ほど通ったが、車や常磐線を使った移動には本当に苦労した。

A16-11 心中お察しいたします。ご自宅付近の土地の草の繁茂については、広報紙などでも適正に管理していただくよう引き続き周知していきます。

---

Q16-12 住民の声を聞いてほしい。津島のこれからを考えてほしい。大昼部落は住民がいなくなりなくなってしまう。

A16-12 今後の町政懇談会をはじめとした取組みの参考とさせていただきます。

---

Q16-13 本気で浪江町の人口を増やしたいのであれば、福島第一原発や放射能へのリスクマネジメントにも、開発と同じくらい力を入れて、アピールしてほしいと思いました。

A16-13 今後の取組みの参考とさせていただきます。

---

Q16-14 参加者から、資料を読み上げるだけの説明は要らないとの声がありました。事前に配布し、もっと詳しい説明が欲しいところ、関連して質問したい事等の準備をして参加出来れば良いのではと思いました。

全ての懇談会が終わったら結果の報告も必要で送料も大変でしょうが、広報に同封等で常々工夫されておられると思います。

A16-14 次回の開催時には、事前に町ホームページからダウンロードしていただけるように検討します。説明の仕方についてもなお工夫をしていきます。

## (17) その他

- ・十分評価できる懇談会だったと思う。ありがとうございました。
- ・人それぞれに違った考えや思いがある。心配していたことについて町長から話を聞くことができ、参加してよかったと思った。
- ・なぜ浪江町民だけが質問を許されるのか。町民に限らずもっと広く意見を求めてはどうか。